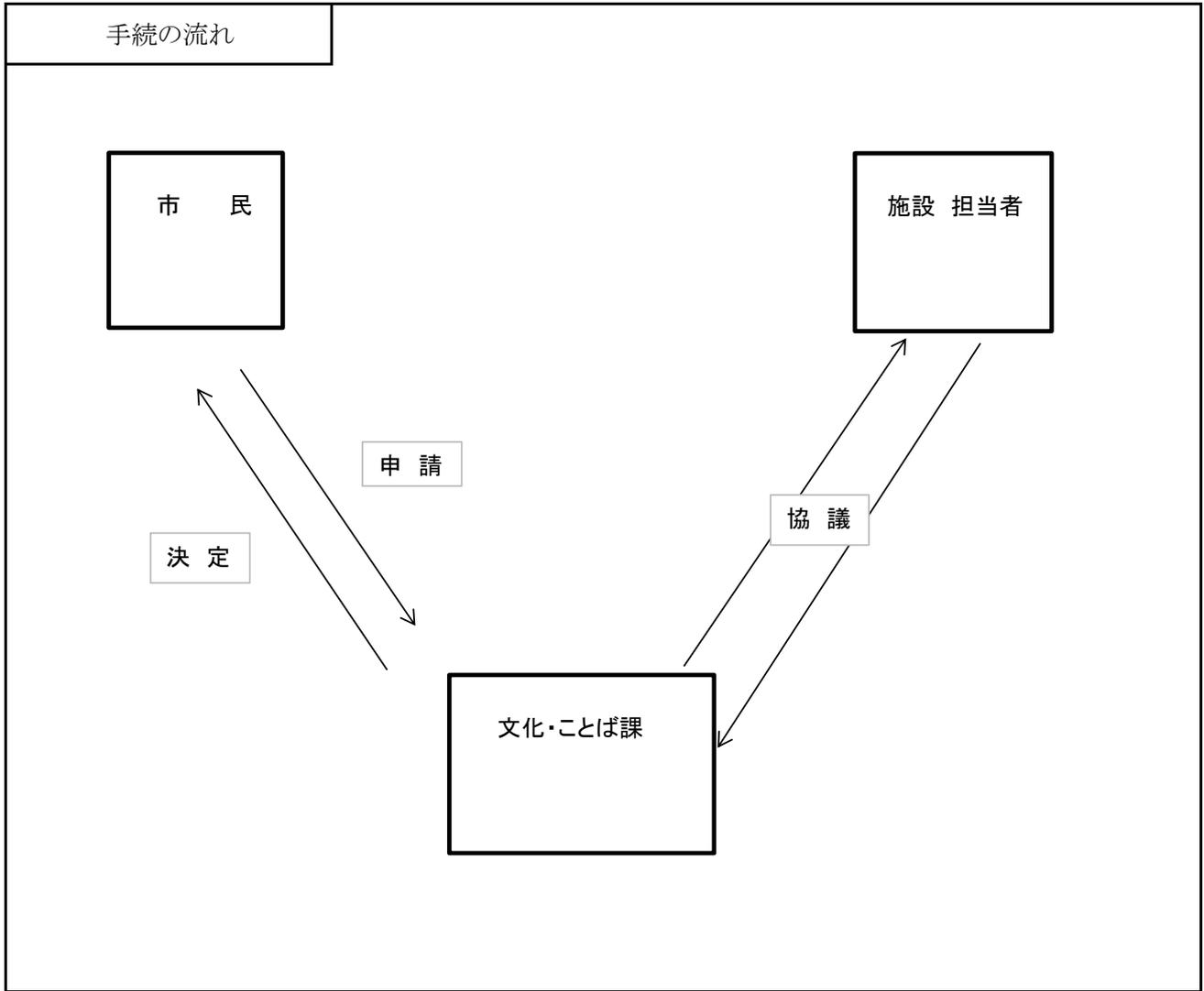


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	松山市民会館の使用料の減免	
処 分 の 概 要	使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市民会館条例(昭和40年条例第9号)	
条 項	第10条	
所 管 課	文化・ことば課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>大ホールまたは中ホールを非営利の目的に使用する場合で本市の観光その他産業の振興に特に資すると市長が認める場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市民会館条例 第10条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。